

2020 年立法会選挙

選挙の概要

投票日時

- 投票日: 2020 年 9 月 6 日 (日曜日)
- 投票時間: 午前 7 時半～午後 10 時半 (刑務所に設置した指定投票所のみは、投票時間が午前 9 時～午後 4 時です)

推薦の期間

- 候補者の推薦期間: 2020 年 7 月 18 日～31 日
- 推薦書フォームは、選挙事務所(“REO”)のウェブサイト(www.reo.gov.hk)からダウンロードできます。または以下の事務所にて無料で入手可能です:
 - (a) 各区の民政事務所
 - (b) 選挙管理官の事務所
 - (c) 選挙事務所 (REO) (10/F, Harbour Centre, 25 Harbour Road, Wan Chai, Hong Kong、
または Unit 2301-03, 23/F, Millennium City 6, 392 Kwun Tong Road, Kwun Tong, Kowloon)

立法会の概要

立法会の構成

- 第七期立法会(2020 年-2024 年)は 70 名の議員で構成され、35 議席が地域別選挙区の直接選挙により、残り 35 議席が職能別選挙区により選出されます。
- 任期は 2020 年 10 月 1 日より 4 年間です。

地域別選挙区 - 35 議席

(1) 香港島	6 議席
(2) 九龍西	6 議席
(3) 九龍東	5 議席
(4) 新界西	9 議席
(5) 新界東	9 議席

投票制度：名簿式比例代表制

職能別選挙区 - 35 議席

(1) 郷議局*	1 議席
(2) 農業・漁業界*	1 議席
(3) 保険業界*	1 議席
(4) 航運交通業界*	1 議席
(5) 教育業界	1 議席
(6) 法律業界	1 議席
(7) 会計業界	1 議席
(8) 医療業界	1 議席
(9) 衛生サービス業界	1 議席
(10) エンジニアリング業界	1 議席
(11) 建築、測量、 都市計画及び景観設計業界	1 議席
(12) 労働組合	3 議席
(13) 社会福祉業界	1 議席
(14) 不動産及び建設業界	1 議席
(15) 旅行業界	1 議席
(16) 商業(第一)	1 議席
(17) 商業(第二)	1 議席
(18) 工業(第一)	1 議席
(19) 工業(第二)	1 議席

(20) 金融業界	1 議席
(21) 金融サービス業界	1 議席
(22) スポーツ・芸能・文化 及び出版業界	1 議席
(23) 輸出入業界	1 議席
(24) 紡織及び衣料業界	1 議席
(25) 卸売及び小売業界	1 議席
(26) IT 業界	1 議席
(27) 飲食業界	1 議席
(28) 区議会(第一)	1 議席
(29) 区議会(第二)	5 議席

3 つの投票制度：(a)「優先順位付投票制」が最初の 4 種類の特別な職能別選挙区（*印が付いているもの）に；(b)「名簿式比例代表制」が区議会（第二）の職能別選挙区に；及び(c)「小選挙区制」が残り 24 種類の普通の職能別選挙区に適用されます。

一人二票

- 各登録有権者は地域別選挙区につき 1 票、また職能別選挙区につき 1 票を投票することができます。
- 従来の 28 種類の職能別選挙区に登録されていない地域別選挙区の有権者は、区議会（第二）の職能別選挙区に登録資格があります。

投票できる人は？

- 登録済みの有権者は、2020 年の地域別選挙区の選挙人名簿最終版に氏名が記載されていれば、投票することができます。

www.voterregistration.gov.hk/eng/statistic2020.html

選挙に行くべき理由は？

- 選挙を通じて、それぞれの地域別選挙区及び/又は職能別選挙区の立法会議員を選ぶためです。

- 公民権を行使し、市民としての義務を果たすためです。

投票場所は？

- 各有権者または投票代理人は選挙人名簿最終版に記載された住所に応じて、できるだけ近くの指定投票所に割り当てられます。
- 必要に応じて、服役している有権者は刑務所や警察庁に設置した指定投票所に投票できるように手配されます。
- 各有権者又は投票代理人の指定投票所が記載されている投票カードは、投票日の少なくとも 10 日前までにそれぞれの有権者または投票代理人に送付されます。
- 有権者又は投票代理人に割り当てられた指定投票所が、体が不自由な方(車いすをご利用の方や移動が困難な方)にもアクセス可能かどうか、投票カードに添付された案内図に明記されています。指定投票所へ行きにくいと思われる有権者又は投票代理人は、2020 年 9 月 1 日までに REO へ FAX(2891 1180)、電子メール(reoenq@reo.gov.hk)、電話(2891 1001)、あるいは郵送(10/F, Harbour Centre, 25 Harbour Road, Wan Chai, Hong Kong)で申請していただければ、車いす利用者や移動が困難な方にも行きやすい指定特別投票所にて投票することができます。

投票手順

- 2020 年 9 月 6(日曜日)に投票時間(午前 7 時半～午後 10 時半)のうちに、指定投票所にあなたの香港 ID カードまたはその他の定める書類(詳細については、以下の「投票用紙の受け取りに必要な書類」を参照してください)の正本を持参してください。
- 香港 ID カードまたはその他の定める書類の正本を投票所スタッフに提示して選挙人名簿最終版にあなたの資料を確認してもらってください。
- 有権者の資格に応じ、投票所スタッフから投票用紙、「✓」(印)のスタンプが付属している台紙が渡されます。地域別選挙区及び区議会(第二)の職能別選挙区の投票用紙は投

票所スタッフによって事前に折りたたまれています。また、4 種類の特別な職能別選挙区（郷議局、農業・漁業界、保険業界と航運交通業界）に属する有権者又は投票代理人に黒ペンも渡されます。その後、すばやく投票記載台へ移動してください。

- 必ず、投票記載台にて投票用紙を記入してください。投票所スタッフの指示、及び投票用紙や投票記載台の中のお知らせに印刷された指示に従ってください。
- 必ず、その渡された台紙に付属している「✓」(印)スタンプを使って、お選びになった候補者名簿或は候補者の名前の横にある丸の中に「✓」(印)を押してください。(4 種類の特別な職能別選挙区に属する有権者又は投票代理人を除く)
- 4 種類の特別な職能別選挙区に属する有権者又は投票代理人は、渡された黒ペンを使用して、一番望ましいと思う候補者の名前の横にある丸の中に算用数字の「1」を記入し、二番目に望ましいと思う候補者の名前の横にある丸の中に算用数字の「2」を記入し、同様に続けてください。なお、「1」に選ぶことができる候補者は一人だけです。
- 投票用紙に間違えて記入してしまったり、不注意により投票用紙を破損してしまったりした場合には、その投票用紙を投票所の監督に返却して、新しい用紙を交付してもらってください。
- 投票用紙に記入したら:
 - (a) 地域別選挙区の有権者は、投票所スタッフによって事前に折りたたまれていた通り、投票用紙を記入した面が内側になり「✓」(印)が隠れるように一度折りたたんでから、青の投票箱に入れてください。
 - (b) 区議会(第二)の職能別選挙区の有権者も同様に投票用紙を一度折りたたんでから白の投票箱に入れてください。
 - (c) その他の職能別選挙区の有権者又は投票代理人は、投票用紙を折らずに、表を下に向けて赤の投票箱に入れてください。

投票用紙の受け取りに必要な書類

- 2018年12月10日より投票用紙の受け取りの際に、香港IDカードまたは以下の通りの定める書類の正本を提示することは必要となりました：
 - (a) 有効な香港特別行政区(“HKSAR”)パスポートの正本、または
 - (b) 免除証明書の正本、または
 - (c) 香港IDカードの申請受付確認書の正本、または
 - (d) 有効な船員身分証明書の正本、または
 - (e) 有効な香港登録身分書(香港DI)の正本、または
 - (f) 香港IDカード、免除証明書または香港IDカードの申請受付確認書が紛失または毀損について、警察に通報したことを証する書面(一般に「遺失届出書」と呼ばれます)、有効なパスポートまたはこれに類する渡航文書(例えば、“HKSAR”パスポート以外の当該者の氏名と写真を示すパスポートまたは「回郷証」(「港澳居民來往內地通行證」))の正本と共に。
- 詳細については、《選挙管理委員会(選挙手続き)(立法会)規則》(第541D章)第50項をご参照ください。

有権者の注意点

- 廉政公署により施行された選挙(汚職及び違法行為)条例(第554章)により、有権者は下記の行為を香港などで行うことが禁じられています：
 - (a) 選挙で投票しないこと、あるいは1人または複数の特定の候補者に投票または投票しないことの見返りとして利益(金銭、贈り物等を含む)、食べ物、飲み物、あるいは接待を誰かに要求したり、誰かから受け取ったりする行為。

- (b) 選挙で投票しないこと、あるいは 1 人または複数の特定の候補者に投票または投票しないことの誘導や見返りとして利益(金銭、贈り物等を含む)、食べ物、飲み物、あるいは接待を誰かに提供する行為。
 - (c) 選挙で投票または投票しないこと、あるいは 1 人または複数の特定の候補者に投票または投票しないことを誘導するように誰かに対して暴力に訴える、または暴力に訴えると脅す、あるいは強要したりする行為。
 - (d) 選挙で 1 人または複数の特定の候補者に投票または投票しないこと、あるいは選挙で投票しないことを誘導するように誰かに対して欺瞞を行う行為、あるいは選挙で投票することを妨害または阻止するように誰かに対して欺瞞を行う行為。
 - (e) 投票資格がないと知りながら投票する行為。
 - (f) 故意や不注意によって虚偽の情報、またはまぎらわしい情報(例:虚偽の主たる住所)を選挙係員に提示して投票したりする行為。
- 廉政公署により公正な選挙に関するウェブサイトを開設して、関連情報を提供しています。下記のリンクをご参照ください。www.icac.org.hk/elections
 - 下記の行為も禁じられています:
 - (a) 投票所内で自分の投票内容を誰かに見せたり、携帯電話またはその他のデバイスを使って電子通信をしたり、他の有権者とコミュニケーションを取る行為。
 - (b) 投票所内で映像または写真を撮影したり、画像と音声を記録したりする行為。
 - (c) 自分に代わって他の有権者に投票用紙の記入を代筆してもらう行為。必要な場合には、ご依頼により、投票所の監督が投票所スタッフの立会いの下にあなたに代わって投票用紙の記入を代筆することができます。
 - (d) 投票中の他の有権者に干渉する行為。